

低入札調査基準価格及び最低制限価格の改正について

高崎市財務部契約課
高崎市水道局経営企画課
高崎市下水道局総務課

令和4年度の入札より、建設工事における低入札調査基準価格及び最低制限価格を改正します。概要は次のとおりです。

(1) 改正理由

平成21年度より現行の算定方法を導入しておりましたが、今後も公共工事の適正な入札・契約を確保していくため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の平成31年モデルに準拠する形で改正します。

(2) 算定方法

令和3年度までの算定方法

1) ①低入札調査基準価格

次の額の合計額。ただし、予定価格の $9/10 \sim 7/10$ の範囲内とし、合計額に1,000円未満の端数がある場合、端数は切り捨てる。

直接工事費 × $9.5/10$
共通仮設費 × $9/10$
現場管理費 × $7/10$
一般管理費 × $3/10$

②失格基準価格

低入札調査基準価格 - (予定価格 × $0.5/10$)

2) 最低制限価格

低入札調査基準価格に同じ。



令和4年度からの算定方法（網かけ部が改正箇所）

1) ①低入札調査基準価格

次の額の合計額。ただし、予定価格の $9.2/10 \sim 7.5/10$ の範囲内とし、合計額に1,000円未満の端数がある場合、端数は切り捨てる。

直接工事費 × $9.7/10$
共通仮設費 × $9/10$
現場管理費 × $9/10$
一般管理費 × $5.5/10$

②失格基準価格

低入札調査基準価格 - (予定価格 × $0.5/10$)

2) 最低制限価格

低入札調査基準価格に同じ。

(3) 導入時期

令和4年4月1日以降の入札より導入します。